2013年12月20日

行政改革推進会議 議長 内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

> J Xホールディングス株式会社 相談役 渡 文明

第8回 行政改革推進会議の議題に関する意見

拝啓 ますますご清祥のことと存じます。

さて、12月20日開催の第8回行政改革推進会議のご案内を頂戴いたしましたが、誠に恐縮ながら、止むを得ない事情により出席できないため、標記につきまして、下記の通り意見を申し上げますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申上げます。

敬具

記

1. 独立行政法人改革

- ・これまで本会議において議論されてきた内容が網羅されており、 賛同いたします。第一次安倍内閣で着手した改革の集大成として、今 後、速やかに実行に移していただきたいと存じます。特に、各法人へ の「類型別管理」の導入により、「研究開発型の法人」を含めて、そ れぞれが担う事業の特性に応じたガバナンスを適用することとした 点は評価でき、今後、実態に即して、個別の法改正や運用基準の策定 を進めていただきたいと存じます。
- ・なお、この「研究開発型の法人」のガバナンスとは別次元の問題として、わが国の科学技術政策の強化に資する体制づくりを急ぐべきと存じます。わが国が最先端の科学技術分野において世界をリードし続けるためには、科学技術政策の司令塔を確立し、「優秀な研究者の確保・育成」、「魅力的な研究拠点の創設」などの大胆な施策を、府省横断で強力に推進する体制を構築すべきと存じます。その点、政府におかれましては、科学技術政策を国家の重要戦略と明確に位置付け、「総合科学技術会議」を強力な司令塔として、総理の直轄組織とされました。加えて、同会議に独自の予算を確保するとともに、事務局機能の強化を推し進められていることは、わが国にとって大きな前進であるものと存じます。今後は、その司令塔機能を充分に発揮できるよう、同会議の内部体制を強化したうえで、法的権限を強化すべきと存じます。

具体的には、現在、同会議の権限は、「調査・審議」に限られておりますが、この権限のほか、国全体の科学技術戦略を「企画・立案および推進」する権限や、「予算審査」権限を法的に担保するよう、「内閣府設置法」等を速やかに見直すべきと存じます。

2. 国家公務員制度改革

- ・本会議が今年2月に設置されて以降、「行政事業レビューの見直し」や「特別会計改革」、「独立行政法人改革」といった課題に取り組んでまいりましたが、こうした一連の改革の端緒を開き、本会議の目的である「国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政の実現」に向けて一歩ずつ着実に前進していることは、高い評価に値するものと存じます。
- ・ただし、これまでの取り組みは、制度や組織の見直しを中心とした改革の準備段階に過ぎません。どんなに優れた制度や組織をつくっても、結局それを動かすのは人です。したがって、今後の改革の実行段階においては、その担い手である国家公務員が、所属府省の省益を優先することなく、本来の使命である国家、国益のために行動することで、改革の成果を最大化する必要があるものと存じます。そのためには、府省の縦割りを排し、国益本位の行政への意識改革を促す公務員制度改革が不可欠であると考えます。
- ・その点、府省の垣根を越えて600人の幹部人事を一元管理する「内閣人事局」の創設を盛り込んだ「国家公務員制度改革関連法案」が、先の臨時国会に提出されたことは、まさに時宜を得たものであり、強く支持いたします。残念ながら国会の日程上、法案成立には至らず、継続審議となっておりますが、来月下旬から開催される通常国会で早期に成立させ、着実に制度改革を図っていただきたいと存じます。

以上